被災した工事その他の工事に係る支払の迅速化について

背 黒

平成23年3月18日(国土交通省建設業課長及び建設市場整備課長から都道府県主管部局長あて要請)

年度末·決算期を控えた資金需要期に被災工事等への支払が行われなければ企業活動に大きく影響し、 災害応急復旧等にも支障のおそれ。

→ 公共発注者に対し、速やかな支払に配慮するよう要請。

支払の早期化に関する検討・配慮の要請

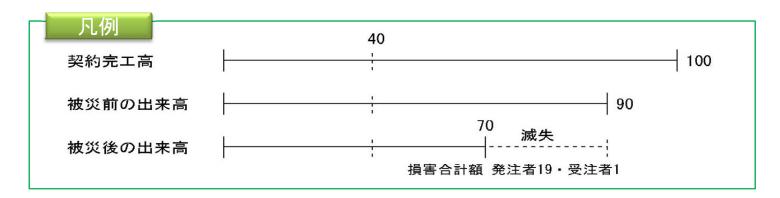
- I 被災工事
- 1. 直轄工事と同じ支払方法の検討要請 「被災前の出来高に応じた支払」を年度内に行うこと。
- 2. 1よる支払が困難な場合の配慮要請
- ① 被災後の出来高に応じた支払と、損害合計額の発注者負担分の支払を速やかに、できる限り年度内に行うこと。
- ② ①の支払が困難な場合には、<u>損害合計額の発注者負担分の予定額(概算額でも可)を記載した書面</u>を速やかに、できる限り年度内に交付すること。
 - →この予定額に係る受注者の債権を譲渡担保に、地域建設業経営強化融資を行えるよう別途措置する予定。
- ③ 地域建設業経営強化融資の活用のため、受注者から<u>損害合計額の発注者負担分の予定額</u>に係る<u>債権の譲渡</u> 承諾申請があった場合は、承諾手続を迅速化すること。
- (注) 1及び2のため、出来高や損害合計額の確認・算出方法についても例示
- Ⅱ 被災工事以外の工事に係る配慮要請
 - ① <u>被災していない施工中の工事</u>で、受注者が今般の地震による影響を受けて<u>当面の完成が困難となったもの</u>や中止命令を受けたものについて、出来高に応じた部分払を速やかに、できる限り年度内に行うこと。
 - ② 検査未了の完成工事について、完成検査及び代金支払を速やかに、できる限り年度内に行うこと。

必要書類の確認手続の弾力化

今般の地震により甚大な被害を受けた地域の建設企業が、出来高確認や支払に必要な書類を整えられない特段の事情がある場合

→ 可能な範囲での必要書類の徴求及び事情聴取によって必要事項が確認されたと認められるときは、当分の間、 I 又は II による出来高に応じた支払等をできる限り行うよう配慮を要請。

支払の迅速化に関する要請イメージ(被災工事関係)



[要請1]

被災前の出来高90の部分払を年度内に行う検討を要請

[要請2-1]

被災後の出来高70の部分払及び損額合計額の発注者負担分19を速やかに支払うよう配慮を要請

[要請2-2①]

[要請2-1]の支払が困難な場合には、損害合計額の発注者負担分19の予定額を記載した書面を 交付するよう配慮を要請

→受注者が、上記予定額に係る債権を譲渡担保に地域建設業経営強化融資を受けられるよう、別途措置予定

[要請2-2②]

受注者から上記予定額に係る債権の譲渡承諾申請があったときは、承諾手続を迅速化するよう配慮を要請

[要請3]

出来高確認や支払に必要な書類の確認手段の弾力化(必要書類が整わない特段の事情がある場合)